



## 職場でつらい思いしていませんか？

### 職場でのあらゆるハラスメントは許されません！

#### セクシャルハラスメント（セクハラ）とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

#### パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

#### 妊娠・出産・育児休業を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といった行為を「不利益取扱い」といいます。また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。



### ハラスメントを受けたとき

#### はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決していくことが、同じように悩んでいるほかの人を救うことにもつながります。

#### 会社の窓口に相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。社内に相談相手がいないときも、ひとりで悩まず、都道府県労働局など外部の機関に相談しましょう。

鳥取労働局 雇用環境・均等室 ☎ (0857) 29-1709

総合労働相談コーナー ☎ (0857) 22-7000

厚生労働省 HP より

※ 人権福祉センターでは、市民の皆様に向けた無料のカウンセリング・弁護士相談を行っています。

詳しくは、裏面の案内もご覧ください。

# ひとりで悩まず、 ご相談ください！

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員（カウンセラー・弁護士など）が問題解決などの支援を行っています。

（相談無料・秘密厳守）

## 例えば…

解決困難な問題を抱えたとき、あるいは長年にわたり問題が深刻化している場合、相談者の問題解決に向けた対応力が弱くなっている傾向があります。そのため、カウンセリングにより、自身の解決の方向性を考える力を引き出していきます。

## 大切なのは、誰かに相談することです

### 人権福祉センター職員による支援

- ★安心して相談していただける環境で、しっかりご相談をお聴きします。
- ★相談者一人ひとりの問題に合わせて、必要なさまざまな支援を制度横断的にコーディネートし、継続的に支援します。
- ★ご希望に応じて、関係機関への同行や専門相談員へ案内します。

### 専門相談員による支援

- ★専門相談員（弁護士・カウンセラーなど）が、問題点を整理し、解決への糸口を見出すサポートを行います。
- ★専門的な見解や助言が必要な相談に弁護士が対応します。
- ★カウンセリングによる心理的な援助を行います。

## 相談無料

## 3月 人権・生活相談日程

### カウンセラー相談

- 【開催日】 3月10日(火)・24日(火)  
【時間】 ①15:00~15:50  
②16:00~16:50  
【定員】 各回1人



### 夜間弁護士相談

- 【開催日】 3月19日(木)  
【時間】 ①18:30~19:00  
②19:15~19:45  
③20:00~20:30  
【定員】 各回1人

### 【より親しんでいただける広報紙へ】

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。  
アンケートにお答えいただけましたら幸いです。 回答はこちらから

